

令和5年度

聖籠町職員採用試験案内（土木（高校卒業程度））

聖籠町役場
聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4
電話 0254-27-2111（内線 225）
担当：総務課 職員採用担当

聖籠町職員採用試験（土木（高校卒業程度））を次のとおり行います。

1 試験区分、職種、受験資格、採用予定人員

試験区分	職種	受験資格	採用予定人員
高校卒業程度	土木	平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者	若干名

○ 欠格条項

次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 聖籠町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の日時及び試験場

区分	日時	試験場
第1次試験	令和5年9月17日（日） ・ 受付時間：午前9時から9時40分まで ・ 試験時間：午前10時から午後3時25分まで	新潟大学五十嵐キャンパス 総合教育研究棟 （新潟市西区五十嵐2の町8050番地）
第2次試験	令和5年10月中旬～11月上旬予定	聖籠町役場 日時は、第1次試験合格者に通知

3 試験の方法

(1) 第1次試験

試験種別	内容（出題分野）
① 教養試験	択一式による筆記試験を行います。 ・知識分野（時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題）20題 ・知能分野（文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題）20題 （時間：120分）
② 専門試験 （土木）	専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。 ・数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、 土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工 30題（時間：90分）
③ 事務適正 検査	職員としての適応性について、択一式による検査を行います。（時間：10分）

注）1 教養試験及び専門試験は、高校卒業程度で行います。

2 「古文」、「哲学、文学、芸術等」、「国語（漢字の読み、ことわざ等）」の出題はありません。

(2) 第2次試験

第1次試験の合格者に対して面接試験及び作文試験を実施します。

4 試験結果の通知

区分	時期	方法
第1次試験結果通知	令和5年10月上旬～中旬の予定	聖籠町役場の掲示場に受験番号を 掲示するほか、受験者全員に対して 通知する。
第2次試験結果通知	令和5年10月下旬～11月中旬の予定	

5 採用の日

令和6年4月1日を最初の採用の日とします。

6 給与（令和5年4月1日現在）

給与は、聖籠町職員の給与に関する条例の規定により支給します。

初任給は、18歳高等学校卒業者で154,600円です。ただし、学歴や職歴等により、一定の基準で加算される場合があります。この他、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当等が支給されます。

7 受験手続

(1) 申込書

- 聖籠町役場総務課（2階）で配布しています。
- 聖籠町のホームページ（<https://www.town.seiro.niigata.jp>）からダウンロードできます。
- 郵送請求も可能です。

申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「**土木試験（高校卒業程度）受験申込書請求**」と朱書きし、84円切手（速達を希望する場合は、その料金を加えること。）を同封のうえ、以下の請求先まで請求してください。

【申込書の請求先】

聖籠町役場 総務課 職員採用担当

所在地 〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4

電話番号 代表 0254-27-2111 内線 225

(2) 申込方法

申込書に所要事項を記入し、押印し、写真（縦4cm、横3cm、写真裏面に名前を記載）1枚を貼り、他に2枚を添付して聖籠町役場総務課に提出してください。

なお、申込書を郵送で提出する場合は、封筒の表に「**土木試験（高校卒業程度）受験**」と朱書きし、書留郵便等確実な方法で提出してください。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

申込書の受付は、令和5年8月4日（金）午後5時15分までです。ただし、郵送の場合は、令和5年8月4日（締切日）の消印のあるものまでは有効です。

なお、受付期間後の申込みは受け付けません。

イ 受付時間

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

(4) その他

受験票は、令和5年9月11日（月）頃に発送しますので、試験当日必ず持参してください。

8 その他

- (1) 受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。
- (2) 受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消します。